

## 大阪都市計画特別用途地区の変更(市決定)

都市計画特別用途地区である工業保全地区（夢洲地区）を次のように変更するとともに、国際観光地区を次のように追加する。

種 類	面 積	備 考
特別用途地区 (工業保全地区(竹島・御幣島地区))	約 35 ha	住宅、共同住宅、寄宿舍若しくは下宿又は老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものは建築してはならない。ただし、現に存する建築物と同等のものへの建替えであって、地区の環境を害するおそれがない場合は除く。
特別用途地区 (工業保全地区(夢洲地区))	約12ha	住宅、共同住宅、下宿、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの、老人ホーム、身体障がい者福祉ホームその他これらに類するもの、神社、寺院、教会その他これらに類するもの、図書館、博物館その他これらに類するもの、ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの、店舗、飲食店（物品販売業を営む店舗又は飲食店舗であって、その用途に供する部分の床面積の合計が1千㎡以下のものを除く。）、展示場、遊技場、場外勝舟投票券発売所、カラオケボックスその他これに類するもの、自動車教習所、畜舎、ごみ処理施設、産業廃棄物処理施設は建築してはならない。
特別用途地区 (国際観光地区)	約 143ha	学校（幼保連携型認定こども園、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するものを除く。）、個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するものは建築してはならない。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」